

令和 5年 4月 28日

各学部長・研究科長  
各研究所長  
医学部附属病院長 殿  
アイソトープ総合実験室長

弘前大学保健管理センター  
所長 佐藤 研  
(公印省略)

特定業務（深夜・エレンオキッド<sup>®</sup>・ホルムアルデヒド<sup>®</sup>・病原体）に従事する職員  
の健康診断の実施について（通知）

このことについて、労働安全衛生規則第45条に基づき下記のとおり特定業務従事者の健康診断を実施しますので、該当者の受検方についてよろしくお願いします。

記

1. 受検対象者

- ①深夜業務従事者：6ヶ月を平均して1月当たり4回以上深夜業務（22:00～5:00）に従事する職員（勤務割振表によって、深夜に勤務が命ぜられている職員。なお、宿直及び待機は含まない。）
- ②特定化学物質のうち、エレンオキッド<sup>®</sup>又はホルムアルデヒド<sup>®</sup>を常時使用する職員
- ③病原体によって汚染されるおそれのある場所において業務をする職員  
※令和5年4月1日以降の採用者で、雇入時健診を受けた者は除く。

2. 検査項目・方法

問診票：事前に配付する問診票に必要事項を各自記入の上、検査場所へ提出  
尿検査：事前に配付する尿容器に当日の朝に各自で採尿し、検査場所へ提出

3. 検査日時・場所（提出のみ。代理人による提出も可。）

地区	検査日	時間	検査場所
文京町地区	5月30日（火）	9:00～9:30	保健管理センター
本町地区	5月30日（火） 6月1日（木） 6月2日（金） 6月5日（月）	14:00～15:30	保健管理センター分室 〔 臨床研究棟 〕 〔 地下1階 〕

（注）本町地区の受検者は、別紙「本町地区で受検する場合の提出方法について」に従って提出願います。

- 4. 特定業務に従事する職員は6ヶ月ごとに1回、定期健康診断の項目を受検する必要があります（省略項目あり）。次回は秋の一般定期健康診断を受検してください。
- 5. 特定化学物質のエレンオキッド<sup>®</sup>は、附属病院手術部看護師等が該当になります。
- 6. 各部局等健康診断担当者においては、該当者を取りまとめの上、5月17日（水）までに別紙「業務従事者リスト」を保健管理センターへメールにて提出願います。業務が複数項目に及ぶ場合は、主として従事する業務に○をして下さるよう願います。

担当：保健管理センター（平田）内線：3118  
E-mail：jm3118@hirosaki-u.ac.jp